

青梅市民みんなで働く！移住就業協力金等交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）への移住を促進する取組（以下「移住促進事業」という。）を行うバディ事業者の働きかけにより、雇用移住希望者または市外従業員が移住した際に、バディ事業者および市の区域内（以下「市内」という）へ移住した移住従業員に対して、予算の範囲内で移住就業協力金（以下「協力金」という。）および移住就業お祝い金（以下「お祝い金」という。）を交付することにより、バディ事業者による就業および移住促進の体制整備を図り、もって移住・定住促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バディ事業者 市の行う移住・定住促進施策と連携し、自ら積極的に移住促進事業を行うものとして市に登録された事業者
- (2) 雇用移住希望者 バディ事業者が行う移住促進事業をきっかけに正規雇用された市への移住希望者
- (3) 市外従業員 バディ事業者が正規雇用した市の区域外に居住する者
- (4) 移住従業員 市内へ移住した雇用移住希望者または市外従業員

3 バディ事業者の要件

バディ事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住促進事業を行う事業者であり、市内に本店、支店、営業所、事業所その他業務拠点を有し、かつ、当該業務拠点において事業主または従業員が現に事業活動を行っていること。
- (2) バディ事業者が法人または団体の場合は、定款またはこれに準ずるものを作成していること。
- (3) バディ事業者（法人または団体の場合は代表者および役員）が青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 政治および宗教活動を目的としないものであること。

- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者または同条第2項にもとづく市の入札参加制限を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）にもとづき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）にもとづき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生または再生の手続開始決定を受けた者を除く。
- (8) 市が実施する移住・定住促進施策に協力すること。

4 移住促進事業

バディ事業者は、移住希望者に対し雇用機会を創出し、正規雇用するとともに、雇用移住希望者または市外従業員に対し、次に掲げるいずれかの移住支援の取組（以下「移住促進事業」という。）を行う体制を新たに整備するものとする。

- (1) 移住体験の機会を提供する取組
- (2) 市内における新たな住まいに関する支援を行う取組（住宅手当等既存の福利厚生施策として行っている場合を除く。）
- (3) その他市長が認める取組

5 バディ事業者の登録等

- (1) バディ事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添えて青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。
- (2) 申請者のうち、市内に複数の業務拠点を有しているものは、その業務拠点ごとに前号に規定する申請をすることができる。
- (3) 市長は、第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録決定通知書（様式第2号）により申請者に結果を通知するものとする。

6 バディ事業者名簿

- (1) 市長は、バディ事業者として登録された者の名簿（以下「バディ事業者名簿」という。）を作成するとともに、バディ事業者名簿を市のホ

ームページへの掲載等により広く周知を図るとともに、市への転入手続時の転入者その他の市民等の求めに応じて情報を提供する。

(2) バディ事業者名簿には、次に掲げる内容を記載する。

- ア 事業者および代表者名
- イ 実施する移住促進事業の内容
- ウ 事業者の業務拠点の所在地および連絡先
- エ その他市長が必要と定めるもの

7 登録内容の変更等

(1) バディ事業者は、次のいずれかに該当するときは、当該事実がわかる必要書類を添えて、青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録（変更・一時休止・辞退）承認届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

ア 登録内容に変更があったとき。

イ 登録を一時中止し、または辞退しようとするとき。

(2) 市長は、前号に規定する届出があったときは、その内容を審査し、登録の変更、一時休止または辞退を承認したときは、その旨を青梅市民みんなで働く！移住・定住促進バディ事業者登録（変更・一時休止・辞退）承認書（様式第4号）により、バディ事業者に通知するものとする。

8 登録の取消し

市長は、バディ事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録内容に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請内容であったとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

9 バディ事業者の責務

バディ事業者は、移住促進事業の実施を通して移住希望者等が地域に応援されていると感じることができるよう、事業を推進するものとする。

10 移住就業協力金

(1) 市は、バディ事業者による移住者の雇用機会の創出および移住支援の体制整備を促進するため、協力金をバディ事業者に交付する。

(2) 協力金の額は、30万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、同一のバディ事業者への交付は、1回限りとする。

(3) 協力金の交付の対象となるバディ事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 第4項に掲げる移住促進事業の実施により、雇用移住希望者または市外従業員を市へ移住することに繋げたものであること。

イ 申請日時点で市税の滞納がないこと。

11 協力金の申請等

(1) 協力金の交付を受けようとするバディ事業者（以下「申請事業者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

ア 移住促進事業報告書（様式第6号）

イ 移住従業員の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、協力金交付の可否を決定し、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金交付決定通知書（様式第7号）により申請事業者に結果を通知するものとする。

(3) 前号の規定により交付決定通知を受けた申請事業者は、協力金の支払を受けようとするときには、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(4) 市長は、前号に規定する請求を受けたときは、内容を確認の上、速やかに協力金を支払うものとする。

12 協力金の交付決定の取消し

(1) 市長は、申請事業者が偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたときは、協力金の交付の決定を取り消すものとする。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の取消しをしたときは、申請事業者に対し、青梅市民みんなで働く！移住就業協力金交付決定取消通知書（様式第9号）により、速やかに通知するものとする。

13 協力金の返還

(1) 市長は、前項の規定により協力金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる協力金が申請事業者にすでに交付されてい

るときは青梅市民みんなで働く！移住就業協力金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。

(2) 申請事業者は、前号の規定により協力金の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該協力金を返還しなければならない。

14 移住就業お祝い金

(1) 市は、バディ事業者が移住促進事業を行ったことにより移住従業員となった者に対しお祝い金を交付する。

(2) お祝い金の額は、10万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、同一の移住従業員への交付は、1回限りとする。

(3) お祝い金の交付の対象となる移住従業員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 市長がバディ事業者を第5項第3号に規定する登録することを決定した日以降において、継続して3年以上当該バディ事業者の正規雇用の者として勤務し、かつ、移住してから3年が経過した者であること。ただし、移住従業員が自己都合によらずバディ事業者を退職した場合は、移住してから3年が経過した者であって、他のバディ事業者の正規雇用の者としての就業期間を合算し、3年以上勤務するものを含む。

イ 申請日時点で市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

ウ 市が実施する移住・定住促進施策に協力すること。

15 お祝い金の申請等

(1) お祝い金の交付を受けようとする移住従業員（以下「申請従業員」という。）は、次に掲げる書類を添えて、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金交付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

ア バディ事業者が発行する就業証明書（申請従業員の氏名、住所、生年月日、入社年月日、雇用形態および勤務地がわかるもの）

イ 住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 市長は、前号に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、お祝い金交付の可否を決定し、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金交付決定通知書（様式第12号）により申請従業員に結果を通知

するものとする。

- (3) 前号の規定により交付決定通知を受けた申請従業員は、お祝い金の支払を受けようとするときは、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。
- (4) 市長は、前号に規定する請求を受けたときは、内容を確認の上、速やかにお祝い金を支払うものとする。

16 お祝い金交付決定の取消し

- (1) 市長は、申請従業員が偽りその他不正の手段によりお祝い金の交付を受けたときは、お祝い金の交付の決定を取り消すものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により交付決定の取消しをしたときは、申請従業員に対し、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金交付決定取消通知書（様式第14号）により、速やかに通知するものとする。

17 お祝い金の返還

- (1) 市長は、前項の規定によりお祝い金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかるお祝い金が申請従業員にすでに交付されているときは、青梅市民みんなで働く！移住就業お祝い金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。
- (2) 申請従業員は、前号の規定によりお祝い金の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該お祝い金を返還しなければならない。

18 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

19 実施期日

この要綱は、令和5年7月4日から実施する。

20 経過措置

この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から実施する。